

レンタサイクル実施規程

(目的)

第1条 この要領は、越谷市域における賑わいの創出及び集客交流の増加を図るため、その魅力を再発見し、また発信する機会とする、レンタサイクル(越谷市観光協会が所有する自転車を貸し出すことをいう。以下同じ。)を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出所)

第2条 一般社団法人 越谷市観光協会(以下「協会」という。)

越谷市レイクタウン4-1-4 越谷レイクタウン水辺のまちづくり館内

(利用日等)

第3条 レンタサイクルの利用日は、前条の貸出所開館日に準じるものとし、利用時間は一日(9時~16時)を上限とする。

(利用対象者)

第4条 レンタサイクルの利用対象者は、越谷市内における観光を主眼とした次の各号に該当するものとする。

(1) 18歳以上の者

(2) 安全上支障がないと認められる者

ただし、18歳未満の者が利用する場合、保護者の同伴を必要とする。

(利用の申請)

第5条 レンタサイクルを利用する者(以下「利用者」という。)は、レンタサイクル利用申込書(第1号様式。以下「申込書」という。)に必要事項を記入のうえ、会長に提出しなければならない。

2 前項の申込書を提出するときは、身分を証明するもの(運転免許証・保険証等)を提示しなければならない。

3 スポーツタイプの自転車については、利用希望日の一か月前より、前項の申請書の内容を満たす内容を貸出所に連絡して事前に予約することができるものとする。ただし、予約した利用開始予定時間を1時間以上経過しても、貸出所に来所せず申請書の提出がないときは、予約は取り消されたものとみなす。

4 スポーツタイプの自転車の事前の予約については、利用日当日の取り消しについては、利用料金が発生するものとする。ただし、天災その他の不可抗力の事由によるものは除く。

(利用の承認)

第6条 会長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、これを審査し適当と認めるときは、レンタサイクル利用承認書(第2号様式)を交付し、レンタサイクルの利用を承認するものとする。

(利用の承認の制限)

第7条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、レンタサイクルの利用の承認をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。
- (2) 営利活動、宗教活動、政治活動及び特定の者の利益につながるおそれのあるとき。
- (3) レンタサイクルの管理上支障があると認められるとき。
- (4) その他会長が適当でないと認めるとき。

(利用承認の取り消し等)

第8条 会長は、利用の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、又はその利用を停止することができるものとする。

- (1) この要領又は他の法令に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により利用承認を受けたとき。
- (3) その他会長が適当でないと認めるとき。

(利用料金等)

第9条 レンタサイクルの利用料金は無料とする。ただし、スポーツタイプの自転車については、1日を上限とし、1回あたり500円とする。

2 前項に規定する利用料金は、会長が認めたときは免除することができる。

(遵守事項)

第10条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) レンタサイクルを利用する前に、レンタサイクルに異常がないことを確認すること。
- (2) レンタサイクルを適正に管理し、及び利用すること。
- (3) 飲酒運転、無謀乗車その他交通法規に違反しないこと。

(権利転貸等の禁止)

第11条 利用者は、レンタサイクルの利用に関する権利を転貸し、又は譲渡してはならない。

(利用の中止)

第12条 天災その他の不可抗力の事由により、レンタサイクルが使用不能となった場合は、ただちに利用を中止するものとする。また、利用者は、その旨を貸出所に連絡しなければならない。

(損害賠償及び責務)

第13条 利用者が自己の責めに帰すべき事由により、レンタサイクルを損傷し、又は滅失したときは、速やかに協会に報告するとともに、これを原状に復し、又はその損傷若しくは滅失によって生じた損害を賠償しなければならない。

2 利用者が自己の責めに帰すべき事由により、損害を被ったときは、協会は一切の責任を負わないものとする。

3 利用者が自己の責めに帰すべき事由により、他人又は他人の財物に損害を与えたときは、利用

者はその損害を賠償し、協会は一切の責任を負わないものとする。

(返却義務)

第 14 条 利用者は、その利用を終えたとき、又は第 8 条の規定により利用承認を取り消され、若しくは利用の停止を命ぜられたときは、ただちに当該レンタサイクルの貸し出しを受けた貸出所に返却しなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、会長がこれを代行し、その費用を当該利用者から徴収することができる。

(雑 則)

第 15 条 この規定に定めのない事項については、他の法令等を準用する。

附 則

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

2 平成 31 年 4 月 8 日 改訂